

第六十三回 参議院 法務委員会 會議録第五号

昭和四十五年三月二十四日(火曜日)

午後零時十二分開会

出席者は左のとおり。

委員長 小平 芳平君  
理事 後藤 義隆君  
亀田 得治君  
山田 徹一君

委員 上田 稔君  
小林 国司君  
山崎 竜男君  
小林 武君  
山高しげり君

國務大臣 法務大臣 小林 武治君

政府委員 法務大臣官房司 影山 勇君  
法制調査部長 山崎 勇君

最高裁判所長官代理人 最高裁判所事務 寺田 治郎君  
総局総務局長 佐藤 千速君  
総局刑事局長 佐藤 千速君

事務局側 常任委員会専門 二見 次夫君

本日の會議に付した案件

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(小平芳平君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から提案理由の説明を聴取いたします。小林法務大臣。

○國務大臣(小林武治君) 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、裁判所における事件の適正迅速な処理をはかるため、裁判所の職員の数を増加しようとするものでありまして、以下簡単にその要点を申し上げます。

第一点は、裁判官の員数の増加であります。これは、地方裁判所における事件の適正迅速な処理をはかるため、判事補の員数を二千人増加し、また、簡易裁判所における交通関係の業務上過失致死傷事件の増加に対処するため、簡易裁判所判事の員数を五人増加することにいたしました。

第二点は、裁判官以外の裁判所職員の員数の増加であります。これは、地方裁判所、家庭裁判所及び簡易裁判所における事件の円滑な処理をはかるため、裁判所書記官、家庭裁判所調査官及び裁判所事務官を増員しようとするものでありまして、合計百五人増加することにいたしました。

以上が裁判所職員定員法の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、すみやかに御可決くださいますよう、お願いいたします。

○委員長(小平芳平君) 以上で説明は終了いたしました。

これより質疑に入ります。御質疑のおありの方は順次御発言願います。

○亀田得治君 若干御質問いたします。

今回の増員であります。政府の先だつての裁判所関係の予算の説明の際にも承ったわけでありながら、学生集団事件などの適正迅速な処理をしなければならぬようになっておるといふうなことが一つの大きな原因になっておるようです。その

点は間違いありませんか。

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) 裁判官につきましては、主としてそれが理由になっております。

○亀田得治君 そこでお尋ねいたしますが、いわゆる学生を中心とする集団事件の状況ですね、ずいぶんマスコミにもたくさん報道されておるわけですが、どの程度の状況になっておるのか、ひとつ概略御説明願いたいと思います。

○最高裁判所長官代理人(佐藤千速君) 学生を中心とする集団事件の状況でございますが、昭和四十四年—昨年十二月末日現在の係属庁といたしましては、支部八カ所を含めまして四十一庁に係属いたしております。係属人員は合計三千五百五十七人となっております。これが昨年末の係属の状況でございます。

○亀田得治君 四十一庁全部おっしゃる必要はないと思いますが、件数の多い順番に、どの裁判所にどの程度受理されたのか明らかにしてほしいと思います。

○最高裁判所長官代理人(佐藤千速君) まず一番多いのは東京地方裁判所でございます。昨年末までに受理いたしました人員を申し上げますと、二千八百七人でございまして、既済が四百十五人、未済が二千三百九十二人、これが一番多いわけでございます。それから大阪地方裁判所、受理が二百四十一名、既済が十一名、未済二百三十名でございます。次、京都地方裁判所でございますが、受理が百七十三名、既済五、未済百六十八となっております。さらに、神戸地方裁判所におきましては、受理が百四十一、既済一、未済百四十名。その次に多いのは福岡地方裁判所でございますが、受理が九十二名、既済が二、未済が九十名。その次に横浜地方裁判所でございますが、受理が七十二名、このうち既済が二十名、未済五十二名。おまなところは以上のとおりでございます。

れも昨年十二月末現在でございます。

○亀田得治君 罪名はどういうふうになっておりますか。

○最高裁判所長官代理人(佐藤千速君) 起訴罪名は多岐にわたります。公務執行妨害、建造物侵入、凶器準備集合、威力業務妨害、傷害、暴行、公安条例違反といったものがおもでございますが、そのほか放火、傷害致死、殺人未遂、殺人予備等の事件もございまして。

○亀田得治君 いま学生事件の内容について深く入るつもりはないんですが、この中で既済というものを拝見いたしますと、これは一審判決で上訴しておらない、それで確定したというのがほとんどだろうと思ふんですが、そうなんですか。

○最高裁判所長官代理人(佐藤千速君) 若干上訴いたしておるものもございまして。

○亀田得治君 いや、確定……。

○最高裁判所長官代理人(佐藤千速君) たとえば、東京につきましては既済四百十五とございまして、この大部分は執行猶予がございまして確定しているという状況でございます。もちろんこの中には上訴もございすけれども、多数は確定いたしておるということでございます。

○亀田得治君 そうですね、これ全部ひっくりかえつたわけにもいきませんから、東京地裁のやつだけを詳しくお答え願いたいと思ふんですが、既済四百十五名となつておりますが、その内容をもう少し詳しく説明願いたいと思ふんです。どういふ判決であるのか、結論的なところを。

○最高裁判所長官代理人(佐藤千速君) まず、東大関係事件を申し上げます。起訴六百七名でございますが、現在までの既済が二百三十二名あるわけでございます。その二百三十二名のうち、控訴いたしました者が三十名でございます。三十名のうち、被告人控訴が二十八名、弁護人控訴が一名、検察官及び弁護人の双方から控訴のありまし

た者が一名、かようになっております。

○龜田得治君 この東大事件の場合、六百七名のうち二百三十二名が判決があった、うち三十名控訴ということになるわけですが、この三十名の者はこの表では未済となつてゐるんですか、それは一審としては既済という意味で書いてあるわけですか。

○最高裁判所長官代理人(佐藤千速君) 一審といつたしまして既済という趣旨でございます。

○龜田得治君 この控訴三十名というのは、ほとんど実刑ですか。二百三十二名の判決の結論の内訳ですね、少し説明してほしい。

○最高裁判所長官代理人(佐藤千速君) 控訴いたしました者はほとんど実刑が多うございます。

○龜田得治君 実刑でない者もあるんですか。

○最高裁判所長官代理人(佐藤千速君) 実刑でない者も若干ございます。大部分は実刑でございます。

○龜田得治君 実刑でない者の控訴というのは、それは検察官の一方そういう者があるかもしれないと思ひますが、何件くらいあるんですか、実刑でなく控訴に進んでいるのは。

○最高裁判所長官代理人(佐藤千速君) 具体的に数字を私調べてまいりませんでしたのではつきりお答えできませんが、ごく少しではなかったかという記憶でございます。

○龜田得治君 追つて資料をください。二百三十二名の中の三十名以外は、ほとんどこれは実刑はないわけですか。

○最高裁判所長官代理人(佐藤千速君) いずれも執行猶予であつたと記憶いたしました。

○龜田得治君 無罪というのはいないんですね。

○最高裁判所長官代理人(佐藤千速君) なかつたと記憶いたしておりますが、記憶でございますので、あるいは一件くらいあつたかと思ひますが、記憶では、ございません。

○龜田得治君 ではこれも追つて一緒に資料ください。

大阪の地裁の場合はどうですか。

○最高裁判所長官代理人(佐藤千速君) 大阪地裁、昨年末で既済十一名でございますが、これはいずれも執行猶予で、上訴がなかつたかと存じます。

○龜田得治君 横浜地裁はどうでしょう。

○最高裁判所長官代理人(佐藤千速君) 横浜地裁は既済二十でございますが、これもいずれも執行猶予であつたと記憶いたしております。

○龜田得治君 上訴なしですか。

○最高裁判所長官代理人(佐藤千速君) はい。

○龜田得治君 それから次は、京都五名、これはどうですか。

○最高裁判所長官代理人(佐藤千速君) これはいずれも執行猶予で確定しておると思ひます。

○龜田得治君 福岡の二名はどうですか。

○最高裁判所長官代理人(佐藤千速君) 福岡の二名につきましては、いずれも二名控訴しておつたと記憶いたしております。

○龜田得治君 実刑ですか。

○最高裁判所長官代理人(佐藤千速君) ちょっといまのところ記憶しておりませんが……。

○龜田得治君 ちょっと調べてください。

それから東京の八王子支部ですね、これが三十二名中十五名、半分近く既済になつてゐるわけですが、これはどういう内容ですか。

○最高裁判所長官代理人(佐藤千速君) その詳しい資料を持ってまいりませんが、いずれも執行猶予で確定というふうに記憶いたしております。

○龜田得治君 まあこれらの裁判の中で相当紛糾した法廷もあるわけですが、その中で特に、被告人がおられない、また弁護人も立ち会つておられないというふうな、まことにこれは不正常的な法廷ですが、そういうものは何回くらいあつたんですか。

○最高裁判所長官代理人(佐藤千速君) いわゆる統一公判を要求しておりますして、出廷を拒否し、あるいは出廷いたしましても審理に應じないという、いわゆる統一組と呼ばれております被告一人、統一組が三百数十名おるわけでございます。

て、これらの被告人の法廷におきまして、いま仰せのとおり、欠席のままの審理が行なわれるという状況があつたわけでございますが、その被告人の数は三十数グループに分かれてゐるわけでございます。その三十数グループに分かれましたそれぞれの法廷におきまして、いま申し上げたような状況が続いたということでございます。その回数は一々としてございませぬのでございます。

○龜田得治君 三十数グループあつて、各グループにおいてそういう現象があつたんですか、そういうことのないグループもあつたということなんですか、どうなんですか。

○最高裁判所長官代理人(佐藤千速君) いま申し上げましたのは、いわゆる統一要求のグループでございまして、そこではすべてそういう態度をとつたわけでございます。そのほか、いわゆる分離希望という被告人の人たちが二百名くらいおりました、それはいわゆる審理に應ずると申しますか、裁判を受けると申しますか、そういう態度であつたわけでございます。統一公判を要求しておりますグループが、先ほど申し上げたような態度をとつたということでございます。

○龜田得治君 これは、いま被告人や弁護人の態度なり、あるいは裁判長の指揮の問題なり、そういうものについてここでよしあしを論議しようというの意味で聞いておられるのじゃないんですか、ともかく、そういうことはまことに異常なことですか、そういうことがいつといつ何回起きておられるのかということ、そういう事実だけ明らかにしておきたいと思つて聞いておられるわけですか。わかりませんか。

○最高裁判所長官代理人(佐藤千速君) 先ほど申し上げましたが、三十数グループで毎回そういう状況がずっとあつたわけでございます。昨年の暮れまで、でございますので、それを一々とても数えて集計してはいないわけでございます。そういう状態のまま、ついに判決に及んだということであらうかと思ひます。もちろん全部ではございませぬが、昨年の十一月にいわゆる統一組の判決が

九名について言い渡された、これが統一組についての最初の判決であつたわけでございます。そういう状況で判決を受けるというところまで行つてしまつたということでございます。

○龜田得治君 これはひとつ調べてくれませんか。どのグループで何回あつたか、それをひとつ集計すればわかるわけですね。それともう一つは、判決の言い渡しも不在のままであつた、これはそんなにいけないのだからと思つたのですが、その点も。新聞には個々のしか出ておりませんが、全部の概知っておきたいと思つたのです。

○最高裁判所長官代理人(佐藤千速君) 実は私どものほうも、先生の御質問に対して十分数字的なことを申し上げかねたのは、各裁判は非常に多忙でございまして、そこへ一々照会するということを実は私どもなるべく控えたわけでございます。それだけでも実は各部分がたいへんなものでございましてので、何回、いつの期日にどうであつたかというのを、すべての公判部にしようちゅう照会するということ自体、非常に当該部の事務としてはいへんなことであるものでございまして、いま先生の仰せになりましたようなことまで十分に取れませぬかどうか。相当時間をかければ可能かと思ひますが、それだけ書記官あるいは事務官の人たちの事務としては過重になるということもあるものでございまして、実はそういう統計的なことを控えてゐるわけでございます。ほとんど毎回起きておられますので、その期日をずっと集計していきませぬればそれは明らかにだまされたいと思つたので、若干時間をちょうだいいたしたいと思います。資料を作成して提出したいと思ひます。

○龜田得治君 時間かけてもらつてけっこうです。これは中身のせんざくをいませうとしてゐるのじゃないので、ともかく日本の裁判史始まつて以来の異常な事態だろうと私は思ふのです。だから、それは裁判長にしても非常な苦心をしておるだろうし、中身の論議は別に、回数がどの程度あつたものなのか、そのことがはつきりしないのじゃ論議の前提がないわけですから、そ

う意味でお尋ねするわけです。決して各裁判官の態度をこれによって調べるとか、そんな意味のことじゃこれは全然ないわけです。そういうような理解でお調べくださるのであれば、ほとんどが欠席のままだったのでは、非常にこれは早いわけですね。ずっと公判期日を全部並べればすぐ集計が出るわけだから、だから、どうせ調べたのであれば、もし弁護人なり被告人が在廷のことがあったならば、その数も同時に、それは両方数えなければいけません。両方わかるようにしてほしいと思います。そうして、特に最後の判決の日のやつは、これはかち合ったものもあるようにちょっと聞くのですけれども、その点、この三つぐらいははっきりするようですね。

○最高裁判所長官代理人(佐藤千速君) ちょっと御了解を得たいと思います。

こういうような状況であるわけでございます。出てまいりまして、もう審理をやめるといいうことで喧嘩をきかめるために、退廷を命ぜられてしまふ。そこで審理が進んでいくという場合もございまして、そもそも出てこないという場合もございまして、厳密にそれをこまかく、いつの日はどうであったか、何名、どういう状況であったかというのまではどうも把握できないだろうと思うのですが、大かたの概要はまとめることができようかと思っております。その程度のことです。御承知いただきたいと思っております。

○龜田得治君 まあそこは概略でいいですわ、注でもつけてもらえば、おおよそわかりますから。初めは来ていたがそのうち口論になっていなくなってしまうというようなのはどちらへ入れるかということとはなかなかむずかしいだろうと思っております。適当に注をつけてもらえば概略はわかるわけですから、しかるべくやってください。

そこで、未済の方がまだ三千五百五十七人あるわけですね。これは相当長引くわけですか、見込みとしてはどうですか。

○最高裁判所長官代理人(佐藤千速君) 問題は東京地裁でございます。相当数の未済があるわけ

でございます。たとえば、昨年の四月二十八日の沖繩デー事件では、二百二十四名起訴されておりました。既済が百十名、未済が百十四名、この未済の百十四名の中には統一公判を要求している人たちが九十三名いるわけでございます。これにつきましては、弁護人がごく少数についておられたわけでございますが、昨年の暮れに、裁判所としましては、これを六つのグループに分けまして審理を進めていくという方針をきめたわけでございます。起訴から昨年の暮れにこのように方針をきめるまでの間、弁護人と実はこのグループ分けの問題について折衝を重ねてまいりましたわけでございますが、ついにその間にいわゆる話し合いがつかないという状況で、いつまでも放置できませんために、昨年の暮れに、裁判所としては、六つのグループに分けて審理をするという方針をきめたわけです。ところが、担当弁護人はこれを不満とされまして、みんな辞任されてしまったというような状況にございまして、実質的な審理に入る前にこのようなことのために相当時間を空費するというケースの一例としてこのような場合があるわけでございます。この種事件におきましては、限られた弁護人がついておられるということもございまして、審理に入られても、期日の入れ方等に相当むずかしい問題があるのではないかと、いふに思われますので、この未済事件の処理という今後の見通しにつきましては、なかなか樂觀を許さない状況ではないかというふうに実は心配をしております。

○龜田得治君 いま一つ実例をおあげになつたわけですが、その沖繩デーに関する事件の九十三名の扱いについて、六つのグループに分けたという場合に、これは弁護人が何名ついておられるのか。

○最高裁判所長官代理人(佐藤千速君) たしか三名か四名ぐらい——実質的にでございますね。名前を連ねておられる方はほかにもおられると思いますが、実質的に弁護人として活動しておられるのは三名かそれらだというふう聞いております。

す。

○龜田得治君 その六つのグループに被告人を分けた際に、弁護人も全部割したわけですね。弁護人は各グループとも全部ついておられるようなかっこうに——これはまあ弁護人自身の意思にかかわるかもしれないが、一応そうなるわけですか、弁護人は各グループに全部ついておられる。

○最高裁判所長官代理人(佐藤千速君) おそらく重畳してすべての被告人に弁護人はついておられるかと思っております。

○龜田得治君 じゃ、それは実質的におやりになつておられる弁護人が辞任されて、あとはどうなつておられるのか。

○最高裁判所長官代理人(佐藤千速君) その状態まで承知しておりますが、あといかに事件を進めるかというところは、現在東京地裁の係属部におきまして検討している段階であるかと存じます。

○龜田得治君 まあうまくいかないと、これはまた弁護人不在の法廷というのが出てくるおそれもあるわけですね。

○最高裁判所長官代理人(佐藤千速君) さようでございます。その心配があるわけでございます。

○龜田得治君 これは、最高裁判所としては、先ほど来お聞きしたような異常な状態について、何かその解決のために努力などをしておられるのか、あるいは、これはもう担当裁判官の訴訟指揮の問題だからということで、一切そこへ御一任しておられるのか、そういうこと、その点どういうことなんでしょうか。

○最高裁判所長官代理人(佐藤千速君) 具体的事件の審理の進め方の問題になつておられるわけでございます。御承知のごとく、必要の弁護事件でございますれば、国選弁護人をつけるかどうかという問題でございます。東大事件では、若干放火事件等で必要の弁護事件がございまして、例の統一公判要求ということで、この必要の弁護事件をいかに進めるかということでもかなり問題があつたわけでございますが、これは結局このような必要の弁護の事件については東大弁護団の弁護人の方も

審理に出てきて審理に応ずるといふような方針をとられたということで、そのことはまず解決ができたわけでございますが、いわゆる必要の必要な任意弁護の事件におきまして、先ほど来お話し申し上げておられますような欠席判決というところまで行つたグループがあるわけでございます。で、この任意的弁護事件について、私選弁護人が公判廷に出ない場合に、そのまま事件の審理を進めるべきか、あるいは国選弁護人を付して審理を進めるべきかという問題があるわけでございますが、これは刑事訴訟法の二百九十条の問題としまして、当該裁判所の裁量の問題ということになつておられるわけでございます。私どもとしましては、この種事件の処理につきまして、関係しております裁判官の協議会あるいは会同等におきまして、この種事件の処理につきまして、互いに経験を交換し、また意見を交換するという機会を昨年一年の間にしばしば持ったのでございまして、いま申し上げましたような具体的な事件の処理の問題でございまして、私どももいたしまして、どうするかどうかというアドバイスをするということもむしろ控えるべきである、かように考えておられるわけでございます。

○龜田得治君 そうすると、問題は、必要の弁護事件の場合にはこの弁護団も出てくるということですからこれはよろしい、そうでない場合のことだということのようですが、結果としては、裁判長によつてだいたいまちな結果になつておられるかと思つておられるが、それはどうなんですか。

○最高裁判所長官代理人(佐藤千速君) 東大事件について申し上げますと、大部分の、ほとんど全部の公判部におきましては、そのまゝの状態です。証調を進めていられるという方針をとられたわけでございます。ごく少数の部におきまして、その問題についてなお考慮しておられる。できれば当該私選弁護人が公判廷に出てきた状態で審理を進めたいということ、説得も、いろいろ考へておられる。なお、その点、被告人と弁護人の協力を待つと申しますか、そういうことで考へ

ておられるという部もあるようでございますが、大部分の部におきましては、いつまでも審理を進めないでおくというわけにはいかない、審理を進めるといふ責任やむを得ないということ、欠席のまま証拠調べに入ってきておるといふ状況であると存じます。

○龜田得治君 裁判長によって、そういう場合に国選弁護人をつけたのもあるんですか。さつきから大部分大部分とおっしゃるから、若干で裁判官の意見によって国選弁護人をつけて進めたというのがあるわけですか。

○最高裁判所長官代理者(佐藤千速君) まだ具体的にそこまで行っていないのでございます。

○龜田得治君 そうすると、つけないで進めておるのが大部分であつて、若干残つておるのはあるが、それはどうするか検討しておる、こういうふうには理解しておいていいわけですか。

○最高裁判所長官代理者(佐藤千速君) 一言で申せば、そういうことでございます。検討と申しましても、国選弁護人を付した場合には、はたして被告人との間は、特に国選弁護人はうまくいくかどうかという心配もございまして、その点のところを検討しておられるのであつて存じます。

○龜田得治君 そういう学生事件等があつて、特に東京地裁が非常に忙しくなつたという状況は、これはわかりますが、したがつて、今度増員される判事補二十人とか、そのほか裁判所書記官、あるいは裁判所の事務官——これは法廷警備員とこういうことなのですが、これらはほとんどが東京地裁に配属される、こういうふうには理解していいんですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) ただいまの龜田委員のお話の中で、裁判官につきましても、お話のとおり、東京、大阪を中心に配置する、書記官もそれに伴つてそれらの裁判所に配置することになるだろうと考えております。若干その他の裁判所にも回すつもりでございます。しかし、法廷警備員につきましても、これは現在、御承知のとおり、すでに全国で百人程度の法廷警

備員がおりまして、これでは現状において不十分であるということで今回の増員をお願いしているわけでございますので、現在の配置等ともならみ合わせまして、おのずから東京にはかなりの数が参ることになると思ひますが、かなりこれは分散して配置する、かようなことでございます。

法廷がいわゆる荒れてまいりますと、かなり常時いるような形にもなつておりますので、全体から申し上げますれば、むしろ法廷警備員というのはきわめて例外的に配置する、こういうものでございます。

○龜田得治君 家裁調査官十人というの、判事補、書記官などと同じように理解していいのですか。

○龜田得治君 現在廷吏は全国で何名くらいになつて居るのですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 家裁調査官も、少年と家事というふうに分けますれば、家事よりは少年のほうにウエートを置いて考えているわけでございます。したがつて、少年事件が学生集団事件等と参るといふことが相当念頭にあるわけでございますので、配置につきましてもやはり先ほど申し上げましたようなことにはやや準ずるといふことにならうと思ひます。ただ、先ほどの裁判官にいたしましても、あるいは調査官にいたしましても、学生集団事件が多発してございまして、同時にその他の事件も多岐にわたつてございまして、結局そういうところに配置するということから考えられる、こういう考え方をとつておるわけでございます。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 通常、廷吏は法廷には一人しか配置いたしておりませんし、それからまた刑事事件の場合でございますと、拘禁中の被告人については、御承知のとおり、拘置所からついてまいつておるわけでございますので、廷吏が警備的な仕事を全然やらなないと申し上げては当たらないと思ひますけれども、しかしいわれる警備的な仕事は廷吏の仕事の中では、そう大きなウエートを占めて居るのではない、かように考えておられます。

○龜田得治君 それから、この法廷警備員というのは警備ですね、廷吏とは違つたのですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 通常、廷吏は法廷に置かないで法廷を開いているようなことではないですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 廷吏とは別個でございます。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 寺田君、これは必ずいなければならぬ必要の官職でございます。そこで、事件の読み上げ、その他証拠書類でございますとか、弁護人との間の取り次ぎでありますとか、龜田委員つとに御承知の法廷内の仕事をいたすわけでありまして、これに對しまして法廷警備員は、これはむしろないほうがたてまえでございます。最近の東京地裁の警備員のような、

○龜田得治君 廷吏と警備員の違いというのは、どういふことになるのでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) そういうことにはなつて居るんですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) これは必ずいなければならぬ必要の官職でございます。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) これは、私どものほうとしては、十分各法廷に廷吏が立ち会えるような数の、法廷の数その他と見合ひまして廷吏を配置しているわけでございますが、必ず廷吏は立ち会つておると考えているわけでございます。

○龜田得治君 廷吏と警備員の違いというのは、どういふことになるのでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) そういうことにはなつて居るんですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) これは必ずいなければならぬ必要の官職でございます。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) これは、私どものほうとしては、十分各法廷に廷吏が立ち会えるような数の、法廷の数その他と見合ひまして廷吏を配置しているわけでございますが、必ず廷吏は立ち会つておると考えているわけでございます。

○龜田得治君 廷吏と警備員の違いというのは、どういふことになるのでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) そういうことにはなつて居るんですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) これは必ずいなければならぬ必要の官職でございます。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) これは、私どものほうとしては、十分各法廷に廷吏が立ち会えるような数の、法廷の数その他と見合ひまして廷吏を配置しているわけでございますが、必ず廷吏は立ち会つておると考えているわけでございます。

○龜田得治君 廷吏と警備員の違いというのは、どういふことになるのでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) そういうことにはなつて居るんですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) これは必ずいなければならぬ必要の官職でございます。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) これは、私どものほうとしては、十分各法廷に廷吏が立ち会えるような数の、法廷の数その他と見合ひまして廷吏を配置しているわけでございますが、必ず廷吏は立ち会つておると考えているわけでございます。

○龜田得治君 廷吏と警備員の違いというのは、どういふことになるのでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) そういうことにはなつて居るんですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) これは必ずいなければならぬ必要の官職でございます。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) これは、私どものほうとしては、十分各法廷に廷吏が立ち会えるような数の、法廷の数その他と見合ひまして廷吏を配置しているわけでございますが、必ず廷吏は立ち会つておると考えているわけでございます。

○龜田得治君 廷吏と警備員の違いというのは、どういふことになるのでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) そういうことにはなつて居るんですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) これは必ずいなければならぬ必要の官職でございます。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) これは、私どものほうとしては、十分各法廷に廷吏が立ち会えるような数の、法廷の数その他と見合ひまして廷吏を配置しているわけでございますが、必ず廷吏は立ち会つておると考えているわけでございます。

○龜田得治君 廷吏と警備員の違いというのは、どういふことになるのでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) そういうことにはなつて居るんですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) これは必ずいなければならぬ必要の官職でございます。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) これは、私どものほうとしては、十分各法廷に廷吏が立ち会えるような数の、法廷の数その他と見合ひまして廷吏を配置しているわけでございますが、必ず廷吏は立ち会つておると考えているわけでございます。

ますが、何かのかげんでちよつと中座するといふようなことが絶無かどうか、その点まで調査したことはございせんけれども、常にさような指導をいたしておると、こういうことでございます。

○龜田得治君 それは、ちよつと裁判が長くなつて手洗ひに行くとか、そういうことじやなしに、法廷があちこち開かれて、絶対数が足らぬために廷吏なしでやつておるといふふうなことを聞くことがあつておる、そういうことは各地裁等から要求などが出てきておらぬわけでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 廷吏というの、御承知のとおり、裁判所法に定められた重要な官職でございます。仕事の内容は必ずしも高度とは申せないかもしれせんけれども、法廷をめぐる職員としては非常に重要な職員でございますので、廷吏に關しまして定員の上申等ございませぬ、これは十分配慮いたしておるわけでございます。私どもとしては、廷吏が不足するために法廷を開くときに廷吏が立ち会えなかつたというふうなことは、所長等から聞いていないわけでございます。

○龜田得治君 所長よりも、実際に裁判を担当しておる弁護人等のほうがよく知つておるのかもしれせんね。それで、私、具体的にどの裁判所と聞いておるんですが、これが不正確な間違つたことが記録の上に載つたりして、その裁判所の責任者に迷惑かけてもいかぬから、名前をここで出すのは省略しておきますが、あとからまたお伝えしますから、実情を聞いてみてください。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) その点は十分伺ひまして、十分調査することにいたしたいと思ひます。

○龜田得治君 それから、いわゆる法廷警備員が現在百名ほどあるといふことなのですが、これは全国的にどういふ配置になつて居るんですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 法廷警備員の配置は、現在大体東京に三十名程度いるわけでございます。そのほか、大体高裁所在地、それから六大都市というふうなところに数名ずつおり

ますのが実情でございます。ただ、場合によりましたら申し上げてもよろしくございますが、何でございますればあとで資料をお届けしてもいいと思っております……。

○龜田得治君 ちよつと数おっしゃってくださいますか……。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) それでは、これは現在の数は概数としてお聞き取りいただきたいと思っておりますが、東京三十人、大阪十八人、名古屋十人、広島十人、福岡十人と、あと二名ないし五名おりますのが、静岡、神戸、山口、熊本、仙台、札幌、高松と、こういうところに数名ずつおります。

○龜田得治君 これは、法廷警備員というのは、特に裁判所法などで定められておる、そういうものじゃないはずですね。これは廷吏とその点じゃ非常に違いますね。それはどうなんですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) そういうように、つまり法廷警備員という形で官職として定められておるものではないですね。裁判所事務官が法廷警備員に充てられるわけでございます。

○龜田得治君 そうすると、いわゆる廷吏じゃないに、事務官という資格になるのですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 裁判所法上は裁判所事務官でございます。

○龜田得治君 ちよつとさっきの廷吏のことに戻りますが、廷吏がおらないで公判をやられても、それは別にその公判が違法だとか、そんなことにはならないのでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) その点についてまだ判例がないように存じますので、最終的には判例で解決される問題かと思っております……。

○龜田得治君 あなたはどう思います。書記官は、当然これは必要ですけれどもね。廷吏の場合どう思いますか。

なかつた、あるいは全然最初から最後まで立ち会わなかつたということは、非常に穏当でないわけでございます。法律的にどういう効果を生ずるかというところは非常にデリケートな問題でございます。

○龜田得治君 それは、デリケートといいますが、これもね、法廷を開くについての必要の要素といふことにはならぬのじゃないですか。それがい

なかつたら違法な法廷といふふうなことになるかと、また判決の効果にも影響を及ぼすか、そういうふうな性格のものではないように思うのですが、だから、たとえば法廷の数と廷吏さんの数がうまく合わないで、おらないというふうな場合、書記官の方が事実上代行してやっていると、おそれませんね。そういうようなことで、その仕事をやるかわりの人はおるわけだが、だれかがいなくちゃいかぬわけですから、影響ありますか、ないですか、もうちよつとはっきり……。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 裁判所の規定でございますし、必ずとは書いてないわけでございますが、私どもとしては廷吏を必ず配置するようにと考えております。そういう気持ちからい

まのように申し上げておるわけでございますけれども、訴訟的な規定ではなからうと思っております。そういう意味では、龜田先生のおっしゃいますように、それによって直ちに訴訟的な効果を生ずるといふことにはならないというのが普通の考えであらうかと思つております。

○龜田得治君 それで、その警備員のことですがね、これはまあ普通は要らぬものですわね。裁判官、書記官、それから記録をする関係という、これだけでいいわけですね。こういう警備員という

ようなものは、本来裁判所としては好ましいものではないと私は思うのです。警備しなればならぬというものは、公開の法廷で、そうして理論的

にお互いにやりとりをするという場所ですからね。しかし現実には必要だから置いておるのだということだろうと思つておるが、その辺をどういふ

ふうにごらんになっておるか。まあ必要なものは

しかたがないと思つておるが、基本的な姿勢です。姿勢。裁判所が何かそんなものに守られてやつていくことでは、あんまりこれは権威がないわけですね。その辺の考え、どういふふう……。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 基本的には全く龜田委員のお話のとおりでございますが、私どもとしてもかような職員を配置しなくてもいいという状態が出てまいりますことを心から希望

しておるわけでございます。ただししかしながら、これまたいまお話にございましたように、現実には御承知のような法廷の状況があるということを前提として考えますと、一方で私どもとしては、警察官を法廷内に入れることは、これはまあ極力避けたい、そういうことはいたしたくない、法廷に限らず、裁判所の構内へ入れますことをできる限り避けたいという気持ちが一つあるわけでございます。

○龜田得治君 現在の数を倍にするわけですから、裁判官やほかの不足しておる職員について、それくらいのことをおやりになるなら、それはたいぶわれわれも見上げたものだと思つておるわけなんです。また、なかなか通してくれませんが、大蔵省が、もしそういう本筋のところ

がきちんとすれば、これは裁判のやり方もあるいは変わってくると思つておるのです。うるさい紛糾事件であれば、ゆつくり裁判官としても取り組める

ということにもなるでしょうし。しかし、なかなか、東京地裁のように、事件がふくそうしておるのに、また新しいこういう事件がどつと入つてき

た。法廷に出てみると、なかなかたがたがする。ほかの事件がなければ、がたがたしても、ゆつくりよしと取り組める場合であっても、いらいらするわけですね。そういうことがまた逆作用で、よ

けいな紛糾が起きる。これは人間として必ずあると思うのです。ところが、その本筋のほうの整備

はなかなかこれはできない。そうして、がたがたした場合は、まあ言うてみたら押えつける。そつちのほうはなかなか思つて倍に人数がなつた。それはもともと百人でも少ないのだとおつ

しやると思つておるけれども、いづれにしても倍で

倍することはあるいは妥当でないかも知れませんが、でも、国会におかれましても、私どもいろいろ出入りいたします場合に相当注意を受けて、そしてやがておつちよつと出入りを見ておられる。これもやはり、国会は国民の代表の府である

ので、みな自由に入出入りできればいいというのも一つの考え方でございますが、そうもま

らない。それと同様に、裁判所も、傍聴人が、国民が自由に入出入りすることが理想でございます。必ずしも現実にはそういうふうには

ない場合には、ある程度傍聴券の発行その他によつてチェックしてまいるということもやむを得ない。その際に、それに関連して警備の必要が出

てまいらうということも、現状ではやむを得ないではないか、かように考へておるわけでございます。

○龜田得治君 現在の数を倍にするわけですから、裁判官やほかの不足しておる職員について、それくらいのことをおやりになるなら、それはたいぶわれわれも見上げたものだと思つておるわけなんです。また、なかなか通してくれませんが、大蔵省が、もしそういう本筋のところ

がきちんとすれば、これは裁判のやり方もあるいは変わってくると思つておるのです。うるさい紛糾事件であれば、ゆつくり裁判官としても取り組める

ということにもなるでしょうし。しかし、なかなか、東京地裁のように、事件がふくそうしておるのに、また新しいこういう事件がどつと入つてき

た。法廷に出てみると、なかなかたがたがする。ほかの事件がなければ、がたがたしても、ゆつくりよしと取り組める場合であっても、いらいらするわけですね。そういうことがまた逆作用で、よ

けいな紛糾が起きる。これは人間として必ずあると思うのです。ところが、その本筋のほうの整備はなかなかこれはできない。そうして、がたがたした場合は、まあ言うてみたら押えつける。そつちのほうはなかなか思つて倍に人数がなつた。それはもともと百人でも少ないのだとおつしやると思つておるけれども、いづれにしても倍で

すから、これはちょっと近來こういうことはほか  
にないですよ。だから、そういう意味で、お使用  
に百名というものは、よほどやはり注意して  
お使用になりませんか、いままでの百名の方  
おちにおるわけでしょうが、これは相当長い間  
いろいろ経歴を持っておられるのだと思いま  
す。今度入ってくるのは、これはまるで新選組の  
な感じをするわけですね。それ専門と、こうい  
う感じですかね。だから、来る人もその気で、採  
用するほうもその気だ、これじゃ、やはりまた行  
き過ぎができるおそれがあるので、その辺をどう  
いうようにやっていられるのか。たとえば採用す  
る人ですね。いかに腕っぶしが強いとか、そう  
いうのでは、どうも私はおかしいと思うので、や  
はり法廷がちゃんと一日も早く普通の状態にな  
ることを裁判所としては絶えず考えておらなけれ  
ばならぬ。そういう状態になれば、一般の事務官も  
なかなか人手不足なから、やはり一般の事務  
官が仕事をするような方向にこの人たちが回っ  
ていく、こういうことでなければならぬと思うの  
です。だから、それであれば、採用のときに、そう  
いうことのできる人をやはり採用しなければなら  
ないわけですね。ただ腕っぶしだけでは、それは回そう  
と思っても回すことができませんから、その  
辺の配慮をどういうように百名というものについ  
て考えておられるのか、これから予算、法律が通つた  
らひとつ考えるということなのか。まあそれな  
ら、大いにひとつわれわれの意見も参考に聞いて  
行ってほしいのです。これはもうずっと最後まで  
そういう法廷警備専門というような感じを持って  
やられるのか、いやそうではない、当面これは必  
要だからそうするのだと、一般の事務官も足らぬ  
から、そっちのことも考えて、そうして情勢が変  
わればやはりそっちに移っていったらという  
ことになれば、採用の基準が違ってくるはず  
ですね。その辺どうなんですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) いまのお  
話の点は非常に多岐にわたっておるわけですが、  
まずその数の点でございまして、確かに確  
かに二倍といえども二倍でございませうけれども、  
田委員のお話のとおり、百名をふやすということ  
でございませうので、現状では、全国の裁判所、地  
方裁判所だけでも四十数カ所ありますので、それ  
をカバーするためにどうしてもこの数が必要であ  
る、かように考えたわけでございます。裁判官  
のほうは、これはもう一人一人が一騎当千である  
と考えておるわけでございますが、法廷警備員は  
やはり一人で警備するというわけにはまいりませ  
ん、数名のグループでやるわけでございますので、  
百名といえども、五名ずつグループにす  
れば二十組程度になるわけでございます。  
それからなお、書記官、調査官等の増員につき  
ましても、十分これは配慮しておるつもりでござ  
いませうが、これらの職員は、御承知のとおり、相  
当な学歴あるいは研修その他を経て養成されてい  
ざるを得ないわけで、一挙に大幅な増員というの  
は、こういう職員についてはきわめて困難である  
わけでございます。それに対しまして法廷警備員  
のほうは、それに比べますれば比較的人員は得や  
すいと、こういう感じを持つわけでございます。  
なお、法廷警備員をふやしますことは、決して  
法廷警備のみを考えておるわけではございませ  
んで、従来書記官や事務官がかなりの程度法廷警  
備に力をそがれていた、それがなくなるわけでご  
ざいまして、本来の書記官業務に専念できるとい  
うことは、相当評価していただけるのではないかと  
、かように考えるわけでございます。  
それから、任用の問題は、これは確かに現在こ  
の法律なり予算が成立いたしました上での問題で  
ございませうが、従来からおりました者につきま  
しても、これは当初はある程度そういう警備関係の  
部門の経験のある者が参つておるのが実情でござ  
います。ただししかしながら、裁判所の職員として  
採用するわけでございますから、裁判所にふさわ  
しいということも当然考えなければならぬ。そ  
の辺につきましましては、亀田委員のお話も十分傾  
聴いたしました。今後人事等におきまして、慎重に  
人選すべきであると、かように考えておるわけ  
でございます。

○龜田得治君 まあこういう権力を使つての警備  
というものは、やはり一たん実行されますと、状  
況が変わつてもやはりそのまま続くという傾向  
が、これはどの社会でもありがちです、必要  
性がなくなつても。だから、そういう場合にはそ  
ういふ場合でちゃんと使つていかなければ  
ば——そんなものは一人もおらない、それでも日  
本の裁判所がらにぱにちゃんややつておる、これ  
が一番いい状態なんです。だから、そのことを忘  
れてはいかぬと思うのです、これは。どうで  
すか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) その点も  
お話のとおりで、法廷警備員百人が裁判所に配置  
されたのは、十数年前、おそらく三十年前  
後のことであつたと思つておりますが、しか  
し、その後数年間法廷が比較的平穩に進んでおり  
ます場合には、おそらく国会におかれても、ある  
いは国民一般におかれても、法廷警備員という  
の存在をその意識しなかつた程度であらうと思  
うわけでございます。裁判官は事件を適正にス  
ムーズに処理するというのを最も重く考えてお  
りますので、確かに一つの権力機関だと言われ  
ばそういう面もありませうけれども、おそらく普通  
の裁判官の気持ちの中にはそういう意識は非常  
に乏しい、そういうことをあまり考えていないの  
ではないかと思うわけでございます。普通の傍聴人  
の場合でございますれば、おそらく法廷警備員と  
いうようなことを考える裁判官はいないのじゃな  
いかと思つております。ただ、現在の東大裁判のご  
とに至りましては、これは私も必ずしも正確に知  
ておるとは言えないかもしれませうけれども、私  
の散見しますところでも、かなり職業的な傍聴人  
という面も持つておるわけでございます。そう  
して、決して裁判を傍聴すると、おとなしく裁判  
の進行を聞こうということに主眼があつて傍聴に  
来ておられるのではないような印象を受ける場合  
が非常に多いように感ずるわけでございます。そ  
ういふことになりませうれば、どうしてもこれはあ  
る程度の措置をとらざるを得ないということ  
で、これが平穩になつてまいりました場合にまで、な  
お法廷警備員を使つてびしびしやるという意識  
は、これは普通の裁判官はそういうことは決して  
考えてもいないで、行なつてもいなかつた、かよ  
うに考えるわけでございます。

○龜田得治君 現在おる百名の法廷警備員とい  
うのは、これはいつごろつくられたものですか。  
○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 法廷警  
備員の制度のできましたのは、大体二十九年から  
三十一年にかけてでございます。ただ、現在実  
際に法廷警備員としておられます者がその当時に採  
用された者とは必ずしも限りませぬので、その点  
は区別して考えていただきたいと思います。  
○龜田得治君 その制度がつくられた具体的な理  
由が当然あつたのでしょうか。  
○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) これは、  
御承知のとおり、法廷等の秩序維持に関する規  
則、あるいは法廷の秩序維持にあたる裁判所職員  
に関する規則というものが昭和二十七年にできま  
して、そのころにできたものでございます。

○龜田得治君 具体的な事件があつたのでしょ  
う。あつて、そのようなものが、法律なりある  
いは人が置かれたわけでしょう。  
○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) まあ当時  
の事件の一般の情勢ということであらうと思いま  
す。  
○龜田得治君 ところが、その後一応平靜にな  
つていたわけでしょう。なつていても、その当時つ  
くられたものがそのまま残つておる。そこな  
で、問題は、平靜になつたら、すぐそれを一般の  
事務官の仕事等に向けるということであるべきな  
んですね。それができなかった、しなかつたわけ  
ですね。  
○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) それは、  
そういう警備そのものの仕事が比較のございま  
せん時期には、相互に応援していろいろの仕事に携  
わつておると考えております。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) それは、  
そういう警備そのものの仕事が比較のございま  
せん時期には、相互に応援していろいろの仕事に携  
わつておると考えております。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) それは、  
そういう警備そのものの仕事が比較のございま  
せん時期には、相互に応援していろいろの仕事に携  
わつておると考えております。

○龜田得治君 いや、どうもそこがはつきりしませんね、考えておるという程度で。それはやはり、ちゃんと法廷警備員という肩書きはそのままにたぶん初めの方はなっていたわけでしょう。

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) これは、肩書きと申ししても、先ほど来申しますとおりの、裁判所事務官でございます……。

○龜田得治君 これは内部の機関だね。

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) 従来から裁判所事務官でございます。したがって、裁判所の事務を担当するの別に支障はないわけでございます。

○龜田得治君 だから、私聞いているのは、この法廷警備員という――これは内部の通称かもしれないが、そういう方も警備に関係がない場合には一般の事務官の仕事をやっておるというふうにとつていいんですか。

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) 応援してやっていたわけでございます。

○龜田得治君 応援じゃなしに、なければやはり正式に普通の事務官の仕事させてあげたほうが、御本人の大いにこれは励みになりますから、人のやっていると応援してやっていると、いかにかつより。これはやはりそういうふうにするべきだと思っております。

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) そこは表現の問題でございます、しいて固執はいたしません。

○龜田得治君 それは表現じゃないのです。必要がなくなっても一応警備員というものを置いておるといふことは、やはり少し筋が通らぬと思うのです。そうしませんと、これは今度百名ふやした、二百名になった。学生事件が片づいてもそれがそのまま存続するというので、これはちょっとさっきお聞きした根本精神からいうと間違いだと思う。二百名というはずいぶん多いですからね。だから、そういう点は、どうもあまり深く検討しておらぬというのであれば、やはり真剣にこれは検討してほしいと思えますね。これは採用

の問題にかかってきますから。できますか。

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) 二百名と仰せられますと、五十斤平均しますと一斤四人程度のものでございますから。そういうことでは、先ほど申し上げましたとおり、十分慎重に配慮したいと、かように考えております。

○龜田得治君 これは年齢的にはどういふような人を採用するのでしょうか、年齢とか前歴ですね。

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) 年齢的には、現在おられます者も大部分は四十歳未満のようでございます。平均年齢が三十歳年ということでございますが、したがって、今後採用します場合には、当然若い者から選ぶということになるうと思えます。要するに、健康であつて、裁判所の職員にふさわしいと、こういうことに抽象的にあります。

○龜田得治君 そこですわ。そういう警備関係の経験者で若い者といひますと、そつちのほうに先にハッスルしてしまつたり、そういう人がおるために逆に混乱が起きたり、相手も若いもんですら。だから、それはよほど慎重にやりますとね。自分から起こして、混乱が起きたから退廷させる。いきさつはさうであつても、やはり命令権持っているのは裁判長ですからね。そうすると、そつちのとおりに従わざるを得ぬ。そうすると、みんな不満を持って帰るわけですよ、その場はそれで裁判所として押し切つてみたところで。だから、よほどこういう点は、理論のやりとりである裁判所としては、これはもう一番注意をしてほしいと思つておる。裁判官がそんな権力とか力みたいなものによつて、外に外部に与えるといふことは、絶対にこれはマイナスです。これはやつぱり裁判に心服してもらわなければ困るわけですよ。言うてみたら。だから、したがって形がまた大事なわけですよ。だから、そういうことは一般的なにはわかつておるから、まあ外では相

当あはれても、法廷ではやはり静かにやつていくというのが一般常識ですよ。だから、その一般常識の通つておるところを大事にしてくれなくちやいかぬ。裁判所みずからそれをこわしていきつたやうなふうにならぬようにして、わなければいけません。一たんこういうことを始めると、それをあとへ戻すといふことはなかなかむずかしいんです。まあ法廷見ておりましたも、実際裁判官によつて違いますから、法廷の空気が、それは、何か言いたいと思つていたんだが、どうも先回りしてこういうふうにするもんだから言えなかつたとか、そういうものがある。言つても、妙な指揮をされるもんだからついでに、千差万別です。私は、百人も法廷警備員をふやすという際には、これはよく検討しておいてほしいと思つておる。そうじゃないですか、実際。

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) おそらく大部分の事件は龜田委員のお話のとおりでございます。そういう事件につきましても、裁判官のほうも、十分に反省と申しますか、考へて、訴訟指揮の拙劣なために関係人を興奮させたりするといふことのないように配慮しなすなうといふことは、お話のとおりであると思つておる。ただ、いま問題になつておられます学生集団事件等を見ますと、これはもうさういふ強い裁判長、あるいはさういふ法廷のほうがかえつておつたほうがいいかもしませんが、最初からさういふいわば法廷闘争、それもほんとうの意味での裁判の内容について、あるいは法律論なり事実認定で戦う意味での法廷闘争ならついでございませうけれども、さうではない。つまり法廷を喧嘩に巻き込むといふ意味での法廷闘争を目ざしてきておるといふやうなふうにとれる人が非常に多いわけでございます。こういう場合は、おそれる裁判長がどういふ訴訟指揮をやりまして、かなり進行が困難ではないか。裁判長がひたすら

念願しますことは、なるべく冷静に証拠調べが行なわれ、弁論が行なわれるといふことに帰するわけ、さういふおつておられますものを裁判所のほうから好んで荒々しくするといつたようなことはあり得るはずのことではないわけでございます。したがって、法廷警備員の配置につきましてもは相当地に配慮して、むろん最初から法廷に入れるといふやうなことはしないで、別の場所から待機して、どうしてもしようがない場合に導き入れるといふやうなやり方をやられておると思いますが、しかし、何回も繰り返しておられますと、結局必ず最初から荒れるといふことがわかります。ある程度最初から配置せざるを得ない状況に追い込まれていくといふ場合もあるわけ、さういふことでは、なかなか現在の学生事件については、龜田委員のお話のやうなとおりにまいらぬ面もあるといふことを御理解いただきたいと思つておる。それから、法廷警備員の研修等につきましても、これは十分に配慮いたしまして、現在大きな庁では実施しておりますが、精神的その他の面で配慮してまいらなければならぬと、かように考へておるわけでございます。

○龜田得治君 この問題はさういふ程度にいたしますが、いまの学生事件のことを私に心配しておるのじゃないのです。さういふ法廷警備員の増強といふことをやれば、全体にそれが波及していくといふことをやれば、懸念しておるわけ、いや裁判官はそんなことではない、それはもうケース・バイ・ケース、個々の事件によつてやつておるのだからと言ひますけれども、さういふやうい、それは知らず知らずのうちに、警備員が非常にふえたといふことだけでも、それは暗々裏にいろいろ影響がこれは人間としては出るのです。それから、現にさういふ指摘をしておる人もあるわけですよ。学生事件であらう不正常な法廷が起ころ、学生事件とは全然別個な事件であるにもかかわらず多少それに類したやうな法廷指揮をやる。だから、理屈はいろいろつけますよ。つけますけれども、どうしてもさういふものですよ。そ

ういう点を注意してもらわなければだめだ。この程度にしておきます。

それから次は、簡易裁判所の交通事件を早く処理するためとして五人裁判官が増員になるわけですが、例の警察段階で交通切符制ができれば、その結果簡易裁判所における交通事件の扱いは減っているはずですがね。減っているのに、どうして増員になるのか、その間の事情を説明してください。

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) これは、法務省のほうからお手元にお届けいたしてあります参考資料の九ページをごらんいただきたいと思っております。そこに「簡易裁判所の民事・刑事新受件数」というのが出ております。その中で業務上過失致死傷という事件が昭和四十一年以降表に出ておりますけれども、かなりのスピードでふえていっております。なお、この表を作成いたしました時点で、また四十四年度の資料が出ておりませんが、その後の資料で大体の推計ができましたが、それによりまして、四十三年三十七万五千七百五十件あります。それが四十四年には四十二万五千八百六十件くらいになっていっております。一方、いま亀田委員から御指摘のございましたいわゆる道路交通法違反の関係は、反則金制度の採用と関連いたしまして、四十二年に三百九十万件ございましたのが、四十三年には二百三十八万件に減少いたしました。ただ、四十三年度は七月からの中間的な制度でございますので、完全にはまだその効果があらわれておりませんが、四十四年を推計いたしましたところでは約九十七万件、百万件足らずということでございます。ピークの時代には比ますと四分の一程度に減っております。簡易裁判所の刑事の事件は激減していると申し上げて差しつかえないと思っております。ただ、裁判所の実務の事務のウエートから申しますと、反則金のほうに回りましたような事件はいわば比較的簡単な事件が大部分でございます。それに対して業務上過失

致死傷となりましてかなり慎重な考慮を要する。なお、これは略式事件だけでございますが、その他通常の事件もございまして、その他いろいろ考慮いたしまして、質的な重さということも考慮に入れて、五人の裁判官の増員をはかっていただく、こういうことになるわけでございます。

○亀田得治君 これはどこへ配置されるんですか。

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) これも大体大都會が中心でございます。東京、大阪等が中心になると思っております。もう少し申し上げますと、名古屋、広島等にも一名ずつふえております。

○亀田得治君 先だって法務委員会で関西の調査をしたときに事情を聞いたわけですが、民事の交通関係の事件ですね、これが非常にふえて、担当裁判官もその処理のために非常な苦勞をしておる。そういう面を具体的に実はお聞きしたんですが、そういう面に対処する手当てといえますか、陣容を強化するといふような面は何かお考えになっておるんでしょうか。

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) 先般参議院で大阪へおいでになりましたときに、現地でそういうお話が出たということも、漏れ承りましたし、その後先般のこの席での御報告でよく承知いたしました。

そこで、大阪のほうにさっそく連絡いたしました。実情を調査いたしますとともに、たまたま大阪地裁の交通部の裁判長が、ほかの用件ではございしましたが、上京してまいりました機会がございましたので、私も直接面会いたしました。実情を詳細に聞いたわけでございます。その説明によりまして、確かに民事の交通事件は、大阪において交通部というものを独立につくりまして以来、数に比べてかなりふえておるようでございます。ただ、倍率で申しますと、たとえば昭和四十年の三百数十件というのが、四十四年は千数百件ぐらいということ、倍率はかなり大きいわけでございます。が、件数自体としてはほかの全体の件数の中で占

めます比率はそう大きいものではございません。しかしながら、当該部としてはかなり事件がふえたわけでございます。同時に、裁判官もその間に二倍余りになっておるわけでございます。そういうことで、完全にその事件の増の比率とおりについていていない面がございますけれども、増強をはかっておることは間違いないと思っております。

なお、この四月からは、従来の未特権判事補を特権判事補にする。こういたしますと単独事件を担当することができまして、総数において同じであっても実際上の力はふえるわけでございます。そういう配慮も地裁の内部でいたしておるようでございます。私もともいたしました。ここ数年高裁判事の増員をいたしていただきました。その際に、高裁判事を増員するとともに、地裁から応援に参っております判事を地裁のほうに戻すという形で大都會の地裁の増強をはかってまいっております。大阪におきまして、数年間にかかり判事がふえたわけでございます。ただ、それが全部しかるべきところへ行っておるかどうかが全部調査は必ずしも十分でない面がございます。追跡調査は必ずしも十分でない面がございます。

○亀田得治君 これは、現在の社会の必要性という面から、裁判所としてはしっかり取り組んでもらわなければいかぬと思うのです。一つの問題は公害事件というものがありますが、それと比べて決してこの交通事件に関する紛糾ですね、これは、数からいっても、またその実際に加害者被害者の家族の生活の面からいっても、非常に深刻な問題になっておるわけですね。被害者ももちろん、加害者のほうでもたいへんなんです。だから、そういう問題についての早い、しかも公正な処理、これはやはり、良心的な裁判官がそれにタッチしますと、非常に過勞になると思っています。双方の家庭の事情等がわかるだけに、だから、こ

の点はひとつ、今度の増員の中には直接は入っておりませんが、しかしまあこれだけ増員になれば全体の配置の上で若干また考慮できる余地も幾らかできるんだと思っております。たとえわずかであってもやはりその配慮をしながらやってほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) お話のとおりでございます。絶えず事件の推移を見ながら全国の配置定員の變更を考えたいと思っておりますので、増員分をも含めまして適正な配置をいたしたいと、かように考えております。

○亀田得治君 それから、これは増員の問題とちよっと多少違いますが、こういうことをお聞きしますがね、わかっておればひとつお答え願いたいと思うのです。現在の裁判所の一般の職員約八割の人が、月給だけで生活していけるもんですから、共働きのなか内職をやっている、それから九割以上の人が何らかの借金をして、端的に言うとなら、そういうふうなことを聞くんですが、そんなことお調べになったり、あるいは聞いておられますか。

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) これは実は私の所管でございせんので、職務上直接には存じていないわけでございます。ただ、たまたまいまのようなお話が衆議院の法務委員会でも出まされて、その際人事局長が所管として説明いたしておりましたのを私横で聞いておりましたので、受け売りになるわけでございます。そういう大割く売りが内職しておるといふ話は職員組合との団交の席でもよく出る。しかし、その際に、ある程度のそれでは具体的な資料を出してもらえないかというふうに言くと、なかなかそれが出てこない。そうかといって、当局のほうで個人について調べるといふことは、やはりプライバシー等の問題もあってなかなかむずかしい。したがって、そこがいつもいけば平行線になっておるといふような説明になっておったように聞いたわけでございます。まあ私どもとしては、六割も内職しなければ食べていけない状態にあるとは考えておりません



が、しかしまあそのデータが実際にございませうばそれは認めざるを得ないわけでございますが、そういうことはないのでないかというふうなところではあるわけでございますが、結局そういうところでは、いまのところ何ともはつきりしたものが無い、こういうことよろございませう。

○亀田得治君 一般の国家公務員のそういう点についての調査といったようなものは何かあるのでしょうか。

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) その点も、何でございまして次のしかるべき機会に所管の人事局長から説明させたほうが間違いないんじゃないかと考えるわけでございます。私はいまのところ承知いたしておりません。

○亀田得治君 このごろのことですから、共働きとか、内職とか、これは若干はこの省においてもあると思うのです。思うのですが、六割とか、借金九割とかいうことは、これはなかなかたいへんですからね。それは仕事の能率にも影響して、どうしたって。だから、私もこの数字の出たもの資料というものは見ておりませんので、聞いてみたいと思っております。こういうことが事実としたら、これはよほど他の官庁等のこともお調べ願って、やはり考えてもらわなきゃいかぬと思っております、どうでしょう。

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) 裁判所の職員が他の一般の公務員と比べて待遇がいいか悪いかという問題も、きわめてデリケートな問題でございませう、しかし、たとえば書記官とか家裁調査官については、いわゆる号俸調整というものがあつたわけでございます。事務官等にはそういうものは原則としてございませぬけれども、そういう点で、単にそういう点だけから見れば、少なくとも他の官庁より劣るということはないように確信しておるわけでございますが、しかしながら、職員の待遇の改善ということにはきわめて必要であり重要なことでございますので、今後とも総局の総力をあけて努力いたしたいと、かように考えておるわけでございます。

○委員長(小平芳平君) 他に御発言もなければ、本件に対する質疑は、本日はこの程度にとどめます。本日はこれにて散会いたします。午後一時五十二分散会

三月十七日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託した。  
一、沖繩の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する特別措置法案  
二、沖繩の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する特別措置法案

沖繩の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する特別措置法案  
沖繩の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する特別措置法案

第一条 この法律は、沖繩(沖繩県の区域とされたい地域をいう。以下同じ)の復帰が実現されることとなつたことに伴ひ、沖繩の法令の規定による弁護士となる資格を有する者(弁護士法(昭和二十四年法律第二五五号)の規定による弁護士となる資格を有する者を除く。以下同じ)等に対する本邦の弁護士資格等の付与等に関する、必要な措置を定めるものとする。  
(資格の付与)  
第二条 沖繩の法令の規定による弁護士となる資格を有する者で次の各号の一に該当するものは、司法試験管理委員会が本邦の裁判官、検察官又は弁護士として必要な学識及びその应用能力があるかどうかを判定するために行なう選考(以下「選考」という)を受けることができる。  
一 政令で定める日において、沖繩の法令の規定による裁判官、検察官又は弁護士の職の一又は二以上にあつてその年数(沖繩の法令の規定による弁護士となる資格を得た後の年数に限る)を過算して三年以上になる者  
二 前号に掲げる者のほか、沖繩の法令の規定による司法試験に合格した者で、政令で定める日までに本邦において司法修習生の修習と

同一の修習課程を終えたもの  
2 沖繩の法令の規定による弁護士となる資格を有する者で前項各号の一に該当しないもの又は沖繩の法令の規定による司法修習生となる資格を有する者で、この法律の施行の日において引き続き一年以上沖繩に住所を有するものは、司法試験管理委員会が裁判、検察及び弁護士事務の実務に関する基礎的素養があるかどうかを判定するために行なう試験(以下「試験」という)を受けることができる。

3 試験に合格した者は、選考を受けることができる。  
4 選考に合格した者は、その選考に合格したときに、裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)第六十七条第一項の規定による司法修習生の修習を終えたものとみなす。

(講習)  
第三条 司法試験管理委員会は、前条第一項又は第三項に規定する者で選考を受けようとするものために、本邦の法令並びに裁判、検察及び弁護士事務の実務に関する講習(以下「講習」という)を行なうものとする。  
(選考の実施等)  
第四条 選考、試験及び講習は、沖繩が復帰するまでの間に限り、行なうものとする。  
2 選考及び試験の合格者は、司法試験管理委員会が定める。

3 司法試験管理委員会は、不正の手段によつて選考若しくは試験を受け、又は受けようとした者に対して、合格の決定を取り消し、又はその選考若しくは試験を受けることを禁止することができる。  
4 前二条及びこの条に規定するもののほか、選考、試験及び講習に関して必要な事項は、政令で定める。  
(司法試験管理委員会の所掌事務の臨時特例)  
第五条 司法試験管理委員会は、沖繩が復帰するまでの間、司法試験法(昭和二十四年法律第四十号)第十二条に規定する事項のほか、選考、試験及び講習に関する事項を行なうものとする。

試験及び講習に関する事項を行なうものとする。  
(規則の制定)  
第六条 司法試験管理委員会は、この法律及びこれに基づき政令に定めるもののほか、選考、試験及び講習の実施に必要な細則について、司法試験管理委員会規則を制定することができる。  
(暫定措置)  
第七条 沖繩の復帰の日の前日において沖繩の法令の規定による弁護士である者(弁護士法の規定による弁護士となる資格を有する者を除く)は、沖繩の復帰の日から起算して五年間に限り、政令で定めるところにより、沖繩において、同法第三条に規定する事務を行なうことができる。

附則  
1 この法律は、公布の日から施行する。  
2 法務省設置法(昭和二十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。  
第五十二条の次に次の一号を加える。  
十二の二 沖繩の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する事項  
第十三条の十三中「司法試験法(昭和二十四年法律第四十号)」の下に「及び沖繩の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する特別措置法(昭和四十五年法律第 号)」を加える。

三月十八日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。  
一、民事訴訟手続に関する条約等の実施に伴う民事訴訟手続の特例等に関する法律案  
二、裁判所法の一部を改正する法律案

民事訴訟手続に関する条約等の実施に伴う民事訴訟手続の特例等に関する法律案  
民事訴訟手続の特例等に関する法律案  
民事訴訟手続の特例等に関する法律案  
民事訴訟手続の特例等に関する法律案

目次  
九

第一章 総則(第一条)

第二章 民事訴訟手続に関する条約の実施

第一節 通則(第二条―第五条)

第二節 文書の送達(第六条・第七条)

第三節 司法共助の囑託(第八条・第九条)

第四節 訴訟費用の担保の免除等(第十条―第二十二條)

第五節 訴訟上の救助(第二十三條)

第三章 民事又は商事に関する裁判上及び裁判外の文書の外国における送達及び告知に関する条約の実施(第二十四條―第二十九條)

第四章 雑則(第三十條・第三十一條)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、民事訴訟手続に関する条約及び民事又は商事に関する裁判上及び裁判外の文書の外国における送達及び告知に関する条約の実施に伴い、民事訴訟手続に関する特例等を定めることを目的とする。

第二章 民事訴訟手続に関する条約の実施

第一節 通則

(当局の指定)

第二条 民事訴訟手続に関する条約(以下「民事訴訟手続」といふ)第一条第一項、第九條第一項及び第二十三條第一項の当局は、外務大臣とする。

(送達及び司法共助の管轄等)

第三条 民事訴訟手続に定める文書の送達及び証拠調べその他の裁判上の行為について、同条約の締結国である外国(以下この章において「外国」といふ)の当局の囑託があつたときは、裁判所は、これについて法律上の補助をするものとする。

2 法律上の補助をする裁判所は、所要の事務を取り扱うべき地を管轄する地方裁判所とする。

(管轄裁判所への移送)

第四条 受託事項が他の裁判所の管轄に属するときは、受託裁判所は、囑託を管轄裁判所に移送する。

する。

(受託事項の実施)

第五条 受託事項は、民事訴訟に特別の定めがある場合には同条約によるほか、日本国の法律により行なう。

第二節 文書の送達

(裁判外の文書の送達)

第六条 民事訴訟法第一条第一項の文書で裁判外のもの外国における送達に関する事項は、送達を求めた者が普通裁判籍を有する地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前項の送達及び外国の当局の囑託により本邦においてする裁判外の文書の送達については、民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第一編第四章第三節の規定を準用する。

(送達証明)

第七条 送達について法律上の補助をした地方裁判所は、送達の事実、方法及び日付を確証した証明書又は送達ができなかつた事由を記載した証明書を作成し、外務大臣に送付しなければならない。

2 前項の証明書の作成事務は、裁判所書記官が取り扱う。

第三節 司法共助の囑託

第八条 民事訴訟法第十一条第二項の規定による通知をしたときは、当事者に対する期日の呼出しは、要しない。

(受託裁判所とした処分に対する不服申立て)

第九条 外国の当局の囑託により証拠調べその他の裁判上の行為をするに際し本邦の裁判所がした裁判については、当該裁判所を訴裁裁判所とみなして不服申立てに関する民事訴訟法の規定を適用する。

第四節 訴訟費用の担保の免除等

(訴訟費用の担保の免除)

第十条 民事訴訟法の締結国に住所、事務所又は営業所を有する締結国の国民である原告は、本邦に住所、事務所及び営業所を有しないときで

も、民事訴訟法第七條第一項に規定する訴訟費用の担保を供することを要しない。ただし、その者が国籍を有する締結国が民事訴訟法第三十二條第一項の留保をしているときは、この限りでない。

(執行認許の請求の囑託)

第十一条 民事訴訟法第十八條第一項又は第二項の裁判で本邦の裁判所がしたものについては、第一審の受託裁判所は、訴訟費用債権者の申立てにより、執行認許の請求をすべき旨を外務大臣に囑託するものとする。

(訴訟費用の負担を命ずる外国裁判の執行)

第十二條 民事訴訟法第十八條第一項又は第二項の裁判で外国裁判所がしたものによる強制執行は、本邦の裁判所が執行認許をしたときに限り、行なうことができる。

2 執行認許の事件は、訴訟費用債権者が普通裁判籍を有する地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。その普通裁判籍がないときは、民事訴訟法第八條の規定により訴訟費用債権者に対する訴えを管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(執行認許の請求の送付)

第十三條 民事訴訟法第十八條第一項又は第二項の規定により執行認許の請求がされた場合には、外務大臣は、これを裁判所に送付しなければならない。

(執行認許についての裁判)

第十四條 裁判所は、前條の規定による送付を受けたときは職権で、民事訴訟法第十八條第三項の取極があるときは申立てにより、同條約第十九條第二項1、2及び3に掲げる事項について審理し、執行認許又は執行不認許の決定をしなければならない。

(裁判の告知)

第十五條 前條の規定により裁判所が職権で開始した事件の決定は、檢察官及び訴訟費用債権者に告知することによつて、効力を生ずる。

(即時抗告)

第十六條 申立人及び訴訟費用債権者は、執行認許又は執行不認許の決定に対して即時抗告をすることができない。前條の規定により執行不認許の決定の告知を受けた檢察官も、同様とする。

2 前項の即時抗告の期間は、二週間とする。

(執行認定の決定効力)

第十七條 確定した執行認許の決定は、執行力の有する債務名義と同一の効力を有する。

(決定正本の送付)

第十八條 裁判所は、職権で開始した事件の決定が確定したときは、その決定の正本を外務大臣に送付しなければならない。

(裁判費用の国庫負担)

第十九條 職権で開始した執行認許の手続(その抗告審における手続を含む)に要する裁判費用は、国庫の負担とする。

(証明、翻訳及び認証の費用額の確定)

第二十條 民事訴訟法第十九條第四項の規定により費用額を定めるべき旨の請求があつたときは、裁判所は、執行認許の決定においてその額を定める。

(非訟事件手続法の準用)

第二十一條 第十一条の申立て及び執行認許の手続に関しては、民事訴訟法又はこの法律に特別の定めがある場合を除き、非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第一編の規定を準用する。

(当局の権限証明)

第二十二條 民事訴訟法第十九條第三項の当局の権限は、最高裁判所が証明する。

第五節 訴訟上の救助

(外国における訴訟上の救助)

第二十三條 民事訴訟法第二十三條の規定により外国において訴訟上の救助を請求する者は、その者が普通裁判籍を有する地を管轄する地方裁判所にその請求を提出しなければならない。

2 前項の請求に関する事務は、裁判所書記官が取り扱う。

第三章 民事又は商事に関する裁判上及び裁判外の文書の外国における送達

及び告知に関する条約の実施

(当局の指定)

第二十四条 民事又は商事に関する裁判上及び裁判外の文書の外国における送達及び告知に関する条約(以下「送達条約」という。)第二条第一項の中央当局及び同条約第九条第一項の当局は、外務大臣とする。

(送達の管轄等)

第二十五条 送達条約に定める文書の送達について、同条約の締約国である外国(以下この章において「外国」という。)の当局又は裁判所附属吏の囑託があつたときは、裁判所は、これについて法律上の補助をするものとする。

2 第三条第二項及び第四条の規定は、前項の場合について準用する。

(送達の実施)

第二十六条 前条第一項の囑託に係る文書の送達は、送達条約に特別の定めがある場合には同条約によるほか、日本国の法律により行なう。

(送達証明)

第二十七条 送達について法律上の補助をした地方裁判所は、送達条約第六条の証明書を作成しなければならない。

2 第七条第二項の規定は、前項の証明書の作成について準用する。

(公示送達)

第二十八条 外国においてすべき送達条約第十五条第一項の文書の送達については、同条第二項(a)、(b)及び(c)に掲げる要件が満たされたときに限り、民事訴訟法第七十八条の規定により公示送達をすることができる。

(裁判外の文書の送達)

第二十九条 第六条の規定は、送達条約第十七条の裁判外の文書の送達について準用する。

第四章 雑則

(費用の予納)

第三十条 民事条約及び送達条約並びにこの法律に定める事項の実施のため費用を要するときは、裁判所は、当事者にその費用を予納させる

ことができる。

(最高裁判所規則)

第三十一条 この法律に定めるもののほか、民事条約及び送達条約並びにこの法律に定める裁判所の手続に関して必要な事項は、最高裁判所が定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、民事条約及び送達条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

(経過措置)

2 この法律は、この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律の施行前に生じた効力を妨げない。

(民事訴訟法の一部改正)

3 民事訴訟法の一部を次のように改正する。

第二百五十九条後段を次のように改める。  
外国ニ在ル当事者ニ付テハ此ノ期間ハ之ヲ二月トス  
第二百五十九条に次の一項を加える。  
前項ノ期間ニ付テハ前条ノ規定ヲ適用セズ  
第七十八条第一項に後段として次のように加える。

同条ノ規定ニ依リ外国ノ管轄官庁ニ囑託ヲ発シタル後六月ヲ経過スルモ其ノ送達ヲ証スル書面ノ送付ナキ場合亦同ジ  
第七十八条第三項に次のただし書を加える。  
但し第一項後段ノ場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ  
(非訟事件手続法の一部改正)

4 非訟事件手続法の一部を次のように改正する。  
第二十二條に後段として次のように加える。  
外国ニ在ル当事者ニ付テハ此期間ハ之ヲ二月トス  
(民事訴訟法及び非訟事件手続法の一部改正に  
伴う経過措置)

5 この法律の施行の際附則第三項の規定による

改正前の民事訴訟法第一百五十九条又は前項の規定による改正前の非訟事件手続法第二十二条に定める期間が現に進行しているものについては、なお従前の例による。

裁判所法の一部を改正する法律案  
裁判所法の一部を改正する法律案  
裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項第一号中「十万円」を「三十万円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十五年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前に地方裁判所に訴えの提起があつた事件については、この法律による改正後の裁判所法第三十三条第一項第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(民事訴訟法の一部改正)

3 民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。  
第二十二條第二項中「十万円」を「三十万円」に改める。

三月二十日日本委員会に左の案件を付託された。  
(予備審査のための付託は二月二十七日)  
一、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

第二号中正誤

ページ 段行 誤

五一一三 負担料 誤

負担量 正

昭和四十五年四月二日印刷

昭和四十五年四月三日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局